

■**定額減税とは** 賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための措置の一環として、令和6年度の個人町・県民税の所得割額において定額減税が実施されます。

■**対象者** 令和6年度の個人町・県民税所得割額の納税義務者のうち、前年の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合2,000万円以下に相当）の人 ※ 非課税の人、均等割・森林環境税のみ課税となる人は対象外です。

■**算出方法** 寄附金税額控除や住宅ローン控除などの税額控除を行った後の所得割額から、次の金額の合計額を減税します。

- ①本人：1万円
 - ②国外居住者を除く控除対象配偶者または扶養親族：1人につき1万円
- ※ 減税額が所得割額を上回る場合は所得割額が限度となり、減税しきれない差額は給付（調整給付）される予定です。

■**実施方法** 個人町・県民税の徴収方法に応じて、それぞれ次のとおり実施します。

- ①給与から天引きされる人：定額減税後の税額が、令和6年7月分～翌年5月分までの11回に分割して徴収されます。
- ②普通徴収（納付書または口座振替）の人：第1期分（6月分）の税額から減税されます。引ききれない場合は、第2期分（8月分）以降の税額から順次減税されます。
- ③公的年金から天引きされる人：令和6年10月支給分の年金から天引きされる税額から減税されます。引ききれない場合は、12月支給分以降の年金から天引きされる税額から減税されます。

※ 詳細は町ホームページをご覧ください。

■**合計所得金額1,000万円超である納税者の配偶者に係る定額減税について** 令和6年中の合計所得金額が1,000万円超である納税義務者の配偶者（同一生計配偶者のうち控除対象配偶者を除く）については、令和7年度の個人町・県民税の納税義務者の所得割額から、1万円が減税されます。

■**所得税における定額減税** 詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

国民健康保険税の税率・税額・賦課限度額を改正

国民健康保険は被保険者が減少している一方で、一人当たりの医療費は増加しており、保険税収入が不足している状況にあります。必要な給付費から国民健康保険の税率・税額を算出し、表1のとおり改正しました。

(表1)

	医療分		後期分		介護分	
	改正後	改正内容	改正後	改正内容	改正後	改正内容
所得割	6.5%	+0.3%	2.9%	+0.1%	2.4%	+0.1%
均等割	25,500円	+1,000円	13,500円	+500円	12,600円	+600円
平等割	21,000円	改正なし	—	—	—	—
賦課限度額	65万円	改正なし	24万円	+2万円	17万円	改正なし

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の軽減判定所得

低所得世帯に対する軽減が表2のとおり改正となります。

低所得世帯に対する軽減は、前年の所得の申告がないと適用されません。収入がない場合でも必ず申告をお願いします。

(表2)

軽減割合	軽減判定所得
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割	43万円+(29.5万円×被保険者数※)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割	43万円+(54.5万円×被保険者数※)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘ずる金額を改正しました。

・5割軽減：改正前29万円→改正後29.5万円 ・2割軽減：改正前53.5万円→改正後54.5万円

※国民健康保険税については、特定同一世帯所属者（世帯内で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一世帯に属する方）の数を含まず。

令和6年度保険税（料）決定通知の発送時期について

国民健康保険税は6月中旬、後期高齢者医療保険料は7月中旬に送付します。決定額は、同封の保険税（料）決定通知書をご確認ください。

納付には便利な口座振替を！

一度手続きをすれば、納付の手間が省けます。ぜひ、金融機関または役場本庁舎・国府支所でお申込みください。お申込みの際には、金融機関の届出印が必要となりますので、お持ちください。